

令和4年度

第2回武蔵村山市青少年問題協議会資料

令和4年11月7日(月)
武蔵村山市青少年問題協議会

報告事項(1) 令和4年度「子供・若者育成支援推進強調月間」に伴う実施事業について

このことについて、下記のとおり報告します。(資料2参照)

記

市報等による月間の趣旨のPRを実施

- (1) 11月1日号の市報及び市のホームページに「子供・若者育成支援推進強調月間」の記事を掲載し、月間のPRに努めています。
- (2) 強調月間の期間（令和4年11月1日から令和4年11月30日まで）中、市民会館の外壁に「ふれあいと対話が育てる子の未来」という懸垂幕を掲出し、月間のPRに努めています。
- (3) 「子供・若者育成支援推進強調月間」の趣旨のチラシと啓発物品を公共施設へ備え付け、来庁者等へ配布して月間のPRに努めています。

報告事項(2) 令和4年度武蔵村山市青少年健全育成協力者に対する感謝状の贈呈について

このことについて、令和4年度青少年健全育成協力者感謝状贈呈式を下記のとおり挙行了したので報告します。(資料3参照)

記

1 日 時 令和4年11月7日(月) 午前9時30分

2 場 所 市公室(市役所3階)

3 受賞者(敬称略)

氏名	選出区分	経歴
(欠席) ひきた みどり 疋田 美登里	武蔵村山市 青少年補導連絡 会(民生・児童 委員選出委員)	委 員 平成23年1月から令和2年6月まで 理 事 令和2年7月から令和4年6月まで <u>合 計 11年6月間</u>
おぎわら もとよし 荻原 元義	武蔵村山市 青少年補導連絡 会(南部地区選 出委員)	理 事 平成22年7月から平成24年6月まで <u>委 員 長 平成24年7月から令和4年6月まで</u> 合 計 12年間
(欠席) さいとう まさあき 斉藤 正明	武蔵村山市 青少年対策 第二地区委員会	委 員 平成24年6月から平成28年5月まで 副委員長 平成28年6月から平成30年5月まで 委 員 長 平成30年6月から令和2年5月まで <u>委 員 令和2年6月から令和4年5月まで</u> 合 計 10年間

※ 武蔵村山市青少年健全育成協力者感謝状贈呈要綱第3条の贈呈基準該当者に対する感謝状の贈呈

○武蔵村山市青少年問題協議会の会議の公開に関する運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、武蔵村山市附属機関等の会議及び会議録の公開に関する指針（平成19年6月11日市長決裁。以下「会議公開指針」という。）第8条第2項の規定に基づき、武蔵村山市青少年問題協議会の会議の公開に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開)

第2条 会議は、非公開情報に係る審議を除き、公開する。

(非公開情報の承認)

第3条 会長は、会議公開指針第4条第3項の規定により非公開情報として取り扱うことと決定したものがあるときは、会議の開会前に、子ども青少年課長にその理由を説明させ、委員の承認を受けるものとする。

2 前項の承認は、出席委員の合議により行うものとし、合議が整わないときは、出席委員の過半数で決するものとする。

(会議の一部公開)

第4条 会議の一部を公開するときは、まず非公開情報以外の情報に係る審議を行い、当該審議の終了後、傍聴者を退席させた上で非公開情報に係る審議を行うものとする。

(傍聴の許可)

第5条 会長は、会議の開会前に、会議公開指針第5条第2項の規定による許可を行うものとする。

2 会長が前項の許可をしたときは、子ども青少年課長は、会議においてその旨を報告するものとする。

(委任)

第6条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、議長が会議に諮って定める。

11月は「子供・若者育成支援推進強調月間」です

ほっとできる「居場所」がどこにもない—
 そんな子供・若者が増えています。
 未来を担う子供・若者たちのために、何ができるか
 考え、行動に移してみませんか？

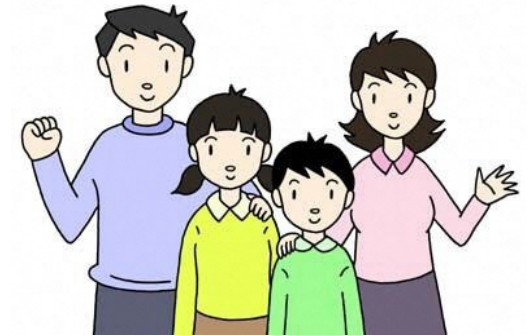
「どこにも居場所がない」とする子供・若者の割合



内閣府
 Cabinet Office, Government of Japan

近年、子ども・若者を取り巻く環境が大きく変化しています。少年非行の問題、いじめの問題、児童虐待や子どもが被害者となる事件等が相次いで発生しているほか、違法・有害な情報が氾濫し、それらの情報へ子どもが接触する危険性が懸念されています。

これらの諸課題に対応し、子ども・若者の健やかな育成、社会生活を円滑に営むことができるようになるため、11月を「子供・若者育成支援推進強調月間」と定め、特に、家庭や学校、地域、社会が育成支援に対する理解を深めるとともに、各種活動への積極的な参加を促し、国民運動の一層の充実と定着を図ることとするものです。

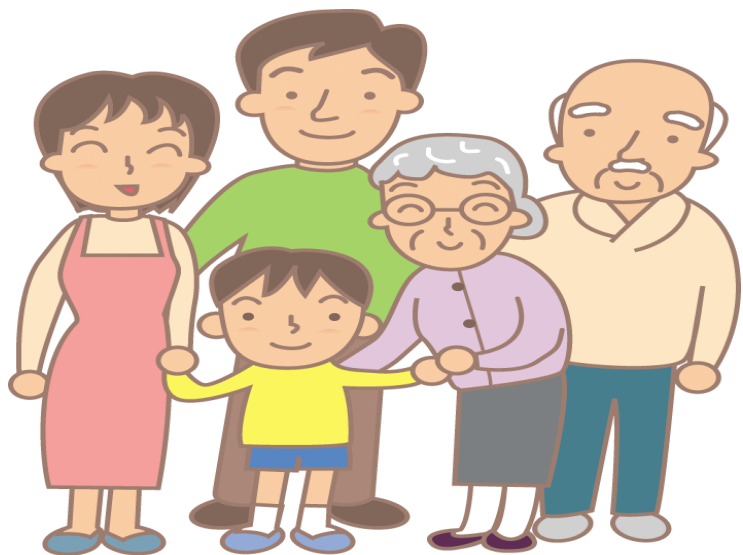


武蔵村山市青少年問題協議会・武蔵村山市青少年補導連絡会
 事務局 武蔵村山市子ども家庭部子ども青少年課
 電話 042-565-1111 (内線 185、186)

毎月第1日曜日は、武蔵村山市の「家庭の日」です ～たとえばこんな「家庭の日」のすごしかた～

家庭の日について

家庭は、私たちの生活の基盤であり、家族の心のよりどころでもあります。また、子どもたちにとっては、いろいろなルールを覚える最初の場所であり、人格が形成されていく場でもあります。家庭がそのような働きをよりよく発揮するためには、家族みんなの心がふれあう明るい家庭づくりをすすめることが大切です。しかしながら、最近では、お父さん、お母さん、お子さんとそれぞれに忙しく、食事と一緒にできないという家庭も少なくありません。毎日をともに過ごす家族のすばらしさや、話し合いのできる家族のありがたさは身近にあるため、当たり前と考え、かえってその価値を見失いがちです。武蔵村山市では、家庭の大切さ、家庭の役割のすばらしさについて、あらためて考える機会となることを願い、毎月第1日曜日を「家庭の日」と定めています。



① 家族全員が一緒に過ごし、いろいろなことを話し合しましょう。

何でも話せる信頼関係をつくることは、子どもの発する注意信号を見逃さないために重要なことです。

家族みんなでだんらんの時間をもったり、家族みんなで食事をしたり、ゆっくりと話をする機会をもちましょう。

② 家族そろって楽しめる行事を行いましょう。

ハイキングやスポーツなどのレクリエーションを行い、芸術を鑑賞することで、素晴らしい自然や作品に感動する豊かな心が育ちます。

また、子どもにとって、いろいろな年齢の人とつきあうことは、大切な経験となり社会性が育ちます。地域での行事や市の行事に親子で積極的に参加し、地域の人々と交流を深めましょう。

③ 家事などを家族みんなで分担しましょう。また自分のことは自分でしてみましょう。

家事を分担して行うことや、自分のことを自分ですることで、家族みんながともに助け合いながら生活しているという意識や責任感、お互いを思いやる心が育ちます。普段、お父さん、お母さんが行っている家事を子どもに手伝ってもらったり、たまには、肩たたきしてもらったりしてみてもいいでしょうか。

④ 手紙や日記を書きましょう。

遠くに住んでいる親戚などに、たまには手紙を書いたり電話をかけたりしましょう。また、日記を書くことで自分や家族のあり方を見つめ直すことができます。

武蔵村山市青少年健全育成協力者
感謝状贈呈要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、市の青少年健全育成に関する施策の推進に協力し、特に功労のあった者に対して青少年問題協議会会長（以下「会長」という。）が感謝状を贈呈し、その功労をたたえるとともに青少年健全育成の一層の理解と推進を図ることを目的とする。

(贈 呈 方 法)

第2条 感謝状（甲）、（乙）、（第1号様式）を授与する。

(贈 呈 基 準)

第3条 感謝状は、市の青少年健全育成に関する施策の推進に協力し、青少年を健全に育成する活動が顕著であり、次の各号の一に該当する青少年対策地区委員会（以下「青少対」という。）及び青少年補導連絡会（以下「補連」という。）の委員が退任した後に贈呈する。

- (1) 青少対の正副委員長及び補連の正副会長で在職期間が継続して2年以上であること。
- (2) 青少対及び補連の委員で在職期間が継続して3年以上であること。

(期 間 の 計 算)

第4条 期間の計算は、毎年6月1日現在とする。

(贈 呈 時 期)

第5条 感謝状の贈呈時期は、毎年会長が定める日とする。

(推 薦 者)

第6条 推薦者は、青少対の委員長及び補連の会長とする。

(推 薦 手 続)

第7条 推薦者は、別に定める日までに推薦書（第2号様式）を作成し、青少年対策地区連絡会（以下「連絡会」という。）又は青少年補導連絡会理事会（以下「理事会」という。）に提出する。

(選 考 方 法)

第8条 連絡会及び理事会において審査を受けた推薦書に基づき、本要綱により選考のうえ会長が決定する。

附 則

この要綱は、平成元年4月1日から施行する。

武蔵村山市青少年問題協議会委員名簿（敬称略）

（令和4年7月1日現在）

役職等	氏名	選出区分
会長	やまざき やすひろ 山 崎 泰 大	市長
副会長	いけや こうじ 池 谷 光 二	教育長
委員	つちだ まさいち 土 田 雅 一	市議会議員
委員	おおかど ひろし 大 門 浩	学識経験者（青少年対策地区連絡会代表・青少年対策地区連絡会会長）
委員	おおたに えみこ 大 谷 恵美子	学識経験者（民生・児童委員代表・民生委員・児童委員協議会会長）
委員	たなか まさたか 田 中 正 隆	学識経験者（体育団体代表・体育協会会長）
委員	うちの もとかず 内 野 元 一	学識経験者（青少年補導連絡会代表・青少年補導連絡会会長）
委員	いしばし おさむ 石 橋 修	学識経験者（公立学校PTA連合会代表・市立第九小学校PTA会長）
委員	きよの かずひろ 清 野 和 祐	学識経験者（北多摩西地区保護司会武蔵村山分区長）
委員	こいけ けいこ 小 池 恵 子	学識経験者（東京家庭裁判所立川支部主任家庭裁判所調査官）
委員	なかむら あきひろ 中 村 明 博	関係行政機関職員（警視庁東大和警察署生活安全課長）
委員	は た ももこ 波 田 桃 子	関係行政機関職員（小平児童相談所所長）
委員	すが まさゆき 菅 雅由樹	関係行政機関職員（警視庁立川少年センター所長）
委員	わたなべ かずき 渡 邊 和 己	関係行政機関職員（高等学校代表・都立上水高等学校校長）
委員	よしなり かおる 吉 成 かおる	関係行政機関職員（小学校代表・市立第九小学校校長）
委員	えのきど ちよこ 榎 戸 千代子	関係行政機関職員（中学校代表・市立第五中学校校長）

※ 委員の任期は、令和3年7月1日から令和5年6月30日まで